

さいたま市立以外の小・中学校への入学についてのQ & A

Q 1 私立学校に合格し、さいたま市立の学校には入学しません。
どこの私立学校に入学が決まったのかを教育委員会に伝えなければいけませんか？

A 1 お伝えいただく必要があります。
法令上の規定は次のとおりです。

○学校教育法施行令（抜粋）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

↓↓↓

【概略】

私立学校等に就学が決まり住所地の市町村が設置する学校に行かない場合は、保護者は就学予定の学校の設置者から就学を承諾する書面（※）をもらい、住所地の教育委員会に届け出なければならない。

※「就学の承諾を証する書面」は、学校により「入学承諾書」「入学許可証」「承諾証明書」など名称が異なります。また、就学される学校により保護者へのお渡しの時期が異なりますので、受け取っていない場合には学校に直接お問い合わせください。

なお、入学手続きの完了後にお渡しする学校が多いようです。

Q 2 入学予定の学校から「合格通知書」をもらっています。
こちらを提出してもいいですか？

A 2 複数校に合格することもあるため「合格通知書」では就学先を確定できません。このため、就学先からの「就学の承諾を証する書面」をご提出ください。

Q 3 「就学の承諾を証する書面」と一緒に提出するものはありますか？

A 3 ①提出が12月末までの場合
⇒「就学の承諾を証する書面」のみ
②提出が1月以降の場合
⇒「就学の承諾を証する書面」と「入学通知書（ハガキ）※」
※「入学通知書」は1月末までにお送りします。「入学通知書」が届いてから「就学の承諾を証する書面」と一緒にご提出ください。

Q 4 「就学の承諾を証する書面」の提出はいつまでに行えばいいですか？

A 4 「就学の承諾を証する書面」を就学先から受け取られたら速やかにご提出ください。入学手続きの関係等で3月末までにご提出いただけない場合は、お手数ですが学事課までご連絡ください。

Q 5 「就学の承諾を証する書面」の提出は窓口・郵送ともに学事課あてとなっていますが、区役所では受け取ってもらえませんか？

A 5 お持ちいただいた際に内容についてお伺いする場合がありますので、直接ご提出いただく場合についても学事課までお願いいたします。

Q 6 「就学の承諾を証する書面」も記念に手元において置きたいのですが、提出はコピーでもいいですか？

A 6 「就学の承諾を証する書面」は学校が教育委員会に提出することを前提に保護者にお渡ししているものであり（Q 1 参照）、原則原本をご提出いただきます。どうしても原本を手元に残したい場合はコピーでも受付しますが、疑義が生じた場合、学校に直接問い合わせをしますのでご了承ください。

Q 7 私立学校に入学が決まりましたが、3月末までにさいたま市から他市に転出してしまいます。「就学の承諾を証する書面」はどうしたらよいですか？

A 7 「就学の承諾を証する書面」は転出先の教育委員会にご提出ください。提出時期については転出先の教育委員会に直接お問い合わせください。⇒さいたま市教育委員会には、入学通知書（ハガキ）の裏面に転出先・就学予定校名を記入のうえご提出ください。

Q 8 私立学校に入学が決まったことを、入学予定だった地元の学校へ伝える必要はありますか。

A 8 「就学の承諾を証する書面」を教育委員会にご提出いただくと、地元の学校の入学予定名簿から自動的に外れるためご連絡していただく必要はありません。ただし、就学時健康診断や学校への個別のお問い合わせの際に別途指示を受けている場合はご連絡してください。

Q 9	「浦和中学校」「大宮国際中等教育学校」に入学が決まりました。「就学の承諾を証する書面」を提出する必要はありますか？
A 9	「浦和中学校」「大宮国際中等教育学校」は、さいたま市の設置する学校であり、入学者はさいたま市に住所がある方に限られます。「就学の承諾を証する書面」は、住所地の市町村が設置する学校以外の学校に就学する場合に提出するものですので、上記2校に就学する場合は提出の必要はありません。

		2020.1.29追加
Q 10	「伊奈学園中学校」に入学が決まりました。「就学の承諾を証する書面」を提出する必要はありますか？	
A 10	「伊奈学園中学校」は、さいたま市の設置する学校ではなく、埼玉県の設置する学校です。このため「就学の承諾を証する書面」を提出する必要があります。	

		2020.11.17追加
Q 11	「就学の承諾を証する書面」を郵送で提出します。用紙が大きいので封筒に折って入れてしまってもいいですか？また、郵送方法について書留などの指定はありますか？	
A 11	記載内容が読める状態であれば折っても構いません。また、郵送方法について特に定めておりません。※例年、普通郵便とそれ以外（簡易書留・レターパック等）の割合は半々です。	